

# 岐阜県学校保健会委員会規程

## 第 1 章 総 則

第 1 条 岐阜県学校保健会は、本会の規約第 1 4 条の規程に基づき次の委員会を設置する。

＜全体総括委員会＞

- (1) 総務委員会
- (2) 広報・調査委員会
- (3) 表彰委員会

＜研究委員会＞

- (4) 心腎疾患対策委員会
- (5) 心の健康委員会
- (6) 口腔衛生委員会
- (7) 学校環境衛生委員会
- (8) 特別研究委員会（特別な課題があるときに設置）

2. 研究委員会の研究の課題は総務委員会にて、毎年検討し理事会・代議員会の承認をへて決定する。

## 第 2 章 事 業

第 2 条 各委員会は、本会の事業を遂行するのに必要な事項を専門的に分担して調査研究し、理事会の承認を経てこれを処理する。

2. 各委員会は、別表に定める所掌事項を遂行する。

## 第 3 章 組 織

第 3 条 各委員会の委員は、理事会で選出する。

- (1) 理事及びその他の役員から若干名
- (2) 学識経験者から若干名

2. 委員の数は 2 0 名以内とする。委員の構成は、三師、学校関係者で構成する。

第 4 条 各委員会には、委員長 1 名、副委員長若干名をおく。

2. 委員長及び副委員長は、委員会に属する委員の互選により選出する。ただし、表彰委員会の委員長は、会長とする。

3. 委員長は、委員会を代表し、会を総括する。

4. 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

第 5 条 委員の任期は 1 年とする。ただし、再任は妨げない。

## 第 4 章 会 議

第 6 条 各委員会の会議は、会長の了承を得て必要に応じ委員長が招集する。

第 7 条 各委員会の会議は、委員の二分の一以上の出席をもって成立する。

付 則 この規程は、昭和 6 3 年 4 月 1 日より執行する。

平成 7 年 4 月 1 日一部改正

平成 2 2 年 4 月 1 日一部改正

平成 3 1 年 4 月 1 日一部改正

令和 5 年 4 月 1 日一部改正

別 表

委 員 会 名	所 掌 事 項
総 務 委 員 会	本会の事業計画・運営に関する具体的事項の推進並びに各委員会の連絡調整を図る。次年度の研究課題等を検討する。
広 報 ・ 調 査 委 員 会	「岐阜県の学校保健」の作成。疾病・異常被患率の調査を行う。
表 彰 委 員 会	岐阜県学校保健会の表彰規程による功労者及び団体の選考を行う。
心腎疾患対策委員会	幼児・児童生徒の心臓疾患、腎臓疾患等生活習慣病の予防対策を図る。「岐阜県方式学校検尿システム」モデル事業を推進する。
心 の 健 康 委 員 会	幼児・児童生徒の精神衛生や性に関する指導の方策等の健康対策を図る。
口 腔 衛 生 委 員 会	幼児・児童生徒の口腔疾患及び食育に関する実態と問題点を把握し、その対策を図る。
学 校 環 境 衛 生 委 員 会	学校環境衛生の実態と問題点を把握し、その対策を図る。
特 別 研 究 委 員 会	特別重大な研究課題が生じたときに設置し、その対策を図る。